

社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会
役員・評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条に定める評議員の報酬及び第25条に定める理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関して支給する報酬の取り扱いに関する事項を定めるものとする。

(役員の種類)

第2条 役員の種類は、次のとおりとする。

(1) 常勤役員

- ①専属で業務執行にあたる理事
- ②職員としての身分を兼ねた兼務理事

(2) 非常勤役員

常勤役員以外の者で、非常勤で業務執行にあたる役員

(3) 役付役員

定款第19条に定める、理事たる会長又は副会長の職にある役員

(報酬の体系)

第3条 役員の報酬は常勤の役員については俸給、通勤手当、特別手当及び役員退職慰労金とし、非常勤役員については俸給及び通勤手当、役付役員については俸給及び通勤手当並びに役付役員手当とする。但し、定款第19条の定めにより勤務実態のない役付役員については役付役員手当を支給しない。

(俸給の支給)

第4条 役員の俸給は、役員の種類により次のとおりとする。

(1) 第2条(1)①で定める常勤役員

別表(1)により年額俸給を定め、これを月割にして支給する。

(2) 第2条(1)②で定める常勤役員

- ①本条を適用せず、正職員給与規程の定めるところにより支給する。
- ②本条を適用せず、雇用契約の定めるところにより支給する。
- ③専属で業務執行にあたる俸給については、別表(1)に定める範囲内で支給し、職員としての業務を行う場合の賃金については①または②により支給する。

(3) 非常勤役員に対しては、別表(1)により日額俸給を支給する。

(通勤手当の支給)

第5条 役員の通勤手当については、正職員給与規程第21条の規定を準用することができる。

(特別手当の支給)

第6条 常勤役員の特別手当については、役員の種類により、次のとおり支給することができる。

(1) 第2条(1)①で定める常勤役員

正職員給与規程第4章を準用し、職員に支給する支給乗率の範囲内で、特別手当を支給することができる。

(2) 第2条(1)②で定める常勤役員

①本条を適用せず、正職員給与規程の定めるところにより支給することができる。

②本条を適用せず、雇用契約の定めるところにより支給することができる。

③専属で業務執行にあたる特別手当については、別表(1)に定める範囲内で支給し、職員としての業務を行う場合の賞与については①または②により支給することができる。

(役付役員手当の支給)

第7条 役付役員の手当については、別表(2)を準用して別表(2)に定める。

(報酬の支払及び控除)

第8条 常勤役員の報酬の支払及び控除については、職員給与規程を準用する。

(評議員の報酬)

第9条 評議員が、その職務ため評議員会に出席したときは、別表(1)に定める範囲内で報酬を支給する。

(控除金)

第10条 本会は、役員及び評議員に支給する報酬の額から、法令に基づくものおよび別に定めるもの等を控除する。

(社会保険等の加入)

第11条 常勤役員は、職員に準じ労働保険(労災保険・雇用保険)および社会保険に加入できるものとする。但し、第2条(1)①に定める理事については、労働保険に、加入することができない。

(臨時緊急措置)

第12条 本会の業績が著しく低迷した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、評議員会の決議によって、報酬の減額等の措置を取ることがある。

(改正)

第13条 報酬に関する必要な事項は、定款第12条第1項第2号の規程に基づき本会評議員会の決議を経て改正を行う。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年5月17日から施行する。

別表（1） 役員の俸給

（単位：千円）

役員区分	年額俸給	日額俸給	
常勤	<u>4,800</u> 以内で会長が定める額	—	
非常勤	—	<u>10</u>	勤務が4時間に満たないときは、日額俸給の50%の額を支給する。
評議員	—	<u>10</u>	4時間に満たないときは、日額俸給の50%の額を支給する。

別表（2） 役付役員手当

役員の種類	会長理事	副会長理事
役付役員手当	月額 50,000 円	月額 30,000 円